

随意契約理由書

案件名	東京人材銀行における情報提供機器の賃借	要求部署名	総務部会計課
発注（契約） 内 容	東京人材銀行における情報提供機器の賃借		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	東京人材銀行では、本システムにより求職者及び求人者に情報を提供しており、当該業務の効率化及び円滑なサービス提供に不可欠なシステムである。 よって、本年度も引き続き当該機器を賃借することにより、円滑な業務運営を図りたい。		
契約金額	¥10,710,252円	契約年月日	平成21年4月1日
契約業者名 及び住所	NECキャピタルソリューション(株)		
随意契約 の理由	情報提供機器賃借業者であり、引続き契約することが経済的に著しく有利であり、あらためて当該物件の競争契約を行う場合、事業の中断が見込まれるため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格		
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
移行期限及び移 行できない理由	移行期限	平成23年度	平成20年3月に複数年を前提に競争入札を実施し決定した当該機器の賃借業者であり、引続き契約することが経済的に有利であり、また競争契約を行った場合、事業の中断が見込まれるため。
その他 特記事項			